

瀬戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市教育委員会

教育長 加 藤 正 彦

瀬戸市教育委員会規則第 4 号

瀬戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

瀬戸市学校運営協議会規則（令和 5 年瀬戸市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置等） 第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、<u>瀬戸市立学校設置条例別表</u>に掲げる学校に協議会を置く。ただし、2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合は、2 以上の学校について 1 の協議会を置くことができる。 2 から 4 まで <省略>	（設置等） 第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、<u>別表</u>に掲げる学校に協議会を置く。ただし、2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合は、2 以上の学校について 1 の協議会を置くことができる。 2 から 4 まで <省略>

別表を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。